

射水市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
策定業務委託仕様書（案）

令和5年4月

射水市

1 委託業務名

射水市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）作成業務委託

2 趣旨

本仕様書は、射水市（以下「発注者」という。）が実施する地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に係る地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援業務（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定める。

また、本業務の遂行上必要と認められるものについては、本仕様書に記載のない事項であっても、受注者の責任において実施する。

3 業務目的

本業務は、温対法の改正や国の地球温暖化対策計画の改定など、地球温暖化を取り巻く状況が大きく変化し、ゼロカーボンシティ宣言を行った本市においても、地域の脱炭素化を一層加速していく必要があることから、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、本市の課題や目指すべき方向性を明らかにするために必要な調査や分析、基本的な方針、講ずべき施策の基本方向や地域特性等を定めた、射水市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定することを目的とする。

策定に当たっては、地球温暖化対策に係る国の法律や計画（温対法、気候変動適応法、第6次エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画等）及び令和4年度策定の「射水市再生可能エネルギービジョン」の内容を反映させることとし、実効性があり、市域の特性を生かした計画を策定する。

加えて、立案した施策の実効性を高めるため、環境省地域脱炭素の推進のための交付金の脱炭素先行地域づくり事業（以下「脱炭素先行地域」という。）への応募も視野に、上記計画の計画期間内における事業実現に向けて必要となる具体的な調査・検討を行うものとする。

4 契約期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

5 業務内容

発注者における区域の条件に応じた「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」（令和5年3月環境省）に基づき作成する。

なお、以下の（1）～（6）の調査・検討にあたっては、令和4年度に策定した「射水市再生可能エネルギービジョン」の結果を活用すること。

(1) 基礎調査

①計画策定の背景、意義の整理

地球温暖化の現状、国際動向、国内・県内動向並びに発注者における地球温暖化対策の現状及び動向等を調査し、整理する。

②射水市の自然的社会的特性の整理、分析

計画策定の前提となる発注者の自然的社会的特性を整理し、分析する。

③既存の類似計画、上位計画等の整理

国及び県で定める地球温暖化対策に関する各種計画等について調査し、整理する。

(2) アンケート調査

地球温暖化に関する意識や意見等、計画策定に必要な情報を把握し、施策に反映させるため、市民及び事業者に対してアンケート調査を実施する。アンケート調査の設問は発注者と協議の上作成し、発送、回収、集計及び結果分析は受注者が行う。

(3) 温室効果ガス排出量の算定

発注者における温室効果ガス排出量を推計する。温室効果ガス排出量は部門別、法に定める温室効果ガスの種類別、排出起源別に整理する。

(4) 温室効果ガス排出増減要因分析

本市における温室効果ガス排出状況の特徴を分析する。また、温室効果ガス排出増減要因分析項目を設定し、温室効果ガス排出量の増減の要因を分析する。

(5) 目標の設定

温室効果ガスの設定値と排出削減ポテンシャル量の比較検討等を行い、国の新たな削減目標や改定マニュアルに基づいて最終的な目標値を設定する。

(6) 温室効果ガス排出抑制等に関する対策、施策の立案

目標値設定の際に検討した対策をリストアップするとともに、その対策を確実に進めるため、義務的記載事項である次の4項目それぞれについて施策を立案する。

各施策は、「第2次射水市環境基本計画改訂版」「第2次射水市一般廃棄物処理基本計画」「射水市再生可能エネルギービジョン」及び「第3次射水市総合計画」等の関連計画と整合すること。

① 再生可能エネルギーの利用促進に関する施策

② 市内の事業者、住民の活動促進に関する施策

③ 地域環境の整備及び改善に関する施策

④ 循環型社会の形成に関する施策

⑤ 省エネルギーの推進に関する施策

(7) 施策実現に向けた調査・検討

①地域課題及び地域資源に関する調査

施策の実現に向けて、既存の公表データの分析やステークホルダーへのヒアリング等により地域課題の整理を行うとともに、再エネ導入・地域脱炭素化による地域課題解決に向けたストーリーの検討を行う。併せて、土地利用や産業構造等の地域特性に応じた再エネ・省エネの種別・導入規模及びポテンシャルを調査する。

②地域脱炭素実現に向けた方策立案

①の結果を踏まえ、脱炭素先行地域として事業展開が見込める候補地域の選定及び脱炭素化に向けたモデル事業を構築する。候補地域及びモデル事業の選定にあたっては、事業関係者等の意見を踏まえ、決定することとする。

(8) 策定会議等への出席及び資料提供

計画策定に際して開催される各種会議（3回程度を想定）の開催及び出席、会議資料及び議事録作成等を行う。

(9) 温室効果ガス排出量算定ツール作成

射水市における温室効果ガス排出量算定ツールを構築するとともに、構築した算定ツールのマニュアルを作成する。なお、算定ツールは、市販のソフトにより作成し、今後、市職員が算定に用いることができるものとし、タイムラグが少なく、簡易かつ精度の高いものとする。

(10) 射水市地球温暖化対策実行計画書の作成

上記(1)～(7)の内容を整理し、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を作成する。

6 検査・完了

受注者は、本業務が完了次第、遅滞なく完了届を提出し、検査を受け、不備な点は指示に従い、直ちに訂正しなければならない。監督職員は、必要に応じて中間検査を行うものとする。

また、成果品の受け渡し後においても、成果品の不備が発見された場合は、速やかに調査を行い、訂正その他の措置を行わなければならない。その際に発生する費用等については、受注者の負担とする。

7 成果品の提出

本業務の成果品の構成は次のとおりとし、それぞれ書面及びデータ（CD-R等）で提出するものとする。

なお、成果品の提出については、監督職員の指示に基づき、速やかに提出すること。

- | | |
|---|-----|
| (1) 射水市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
(A4縦型、左綴じ製本、カラー印刷) | 30部 |
| (2) (1)の電子データ(Word形式及びPDF形式) | 各1部 |
| (3) 温室効果ガス排出量算定ツール(Excel形式) | 1式 |
| (3) その他発注者が必要と認めたもの | |

8 納期

令和6年3月29日(金)

9 その他

(1) 法令等の遵守

受注者は本業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 費用の負担

本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

(3) 秘密の保持

本業務において、受注者は業務上知りえた秘密を何人にも漏洩してはならない。

(4) 成果品の帰属

本業務による成果品はすべて発注者の管理及び帰属とし、受注者は成果品を発注者の承諾なしに第三者に貸与、公表してはならない。

(5) その他の疑義

受注者は本業務の実施に際しては、常に発注者との連絡を密にし、疑義が生じた場合等、業務の遂行に支障をきたす恐れがある場合には、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。

担 当

射水市市民生活部環境課(担当: 篠原・安念)

〒939-0294

富山県射水市新開発410番地1

電話: 0766-51-6624

ファックス: 0766-51-6668

E-mail: kankyou@city.imizu.lg.jp